

半田市農畜産振興事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業協同組合又は農業者の組織する団体が行う農畜産振興事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の種類、補助対象経費及び補助率)

第2条 この要綱に基づき交付する補助金の種類、補助対象経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、農畜産振興事業補助金交付申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第5条 市長は、前条に規定する決定をした場合は、速やかにその決定内容及びこれに条件を付したときは、その条件を補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、当該通知にかかる補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から、15日以内に申請の取下げをすることができる。この場合において、当該補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業内容の変更承認等)

第7条 補助事業者が、当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)を中止又は廃止しようとするとき及び別表第1の承認を要する変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、農畜産振興事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2)に必要な書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

(着手及び完了の報告)

第8条 補助事業者は、別表第2に掲げる事業については、補助事業に着手し、又は完了したときは、速やかに農畜産振興事業補助金着手(完了)報告書(様式第3)を作成し、市長に提出しなければならない。

(予定期間内に完了しないとき等の報告及び指示)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況の報告)

第10条 補助事業者は、別表第3に掲げる事業については、補助事業の遂行状況について同表に定める期日までに農畜産振興事業補助金遂行状況報告書(様式第4)を作成し、市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに農畜産振興事業補助金実績報告書(様式第5)に補助金請求書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(交付の決定の取消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、この要綱及び補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業の実績額が、交付決定額に比べて減少したとき。
- (5) 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関して不正の行為があ

ったとき。

(7) 第16条の規定による指示に従わず、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(遅延利息)

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を決定され、これを期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項の規定に準じて算出した遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が、単価50万円未満の設備及び備品を除く。）を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、別に市長の定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者が前項の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を返還させることができる。

(検査等)

第16条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

2 補助事業者は、当該事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を整理し、5か年保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 3 月 1 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 3 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 2 日から施行し、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業名	補助金の種類	対象経費	補助率	承認を要する変更
農畜産団体育成事業	酪農振興事業補助金	酪農組合が次に掲げる事業に要する経費 (1)酪農組合組織活動費 (2)牛伝染病予防液注射費 (3)ホルスタイン共進会出品費	定 額 1/4以内 定 額	1. 補助事業費の20%を超える増減 2. 経費の欄に掲げる(1)～(3)の相互間における流用 3. 補助対象事業費の減少により、決定された補助金が対象事業費補助率を乗じた額を超えるとき
	養豚振興事業補助金	養豚組合が次に掲げる事業に要する経費 (1)養豚組合組織活動費 (2)豚コレラ互助基金事業費 (3)豚伝染病予防液注射費	定 額 1/4以内 定 額	1. 補助事業費の20%を超える増減 2. 経費の欄に掲げる(1)～(2)の相互間における流用 3. 補助対象事業費の減少により、決定された補助金が対象事業費補助率を乗じた額を超えるとき
	養鶏振興事業補助金	養鶏組合が次に掲げる事業に要する経費 (1)養鶏組合組織活動費 (2)ニューカッスル病予防注射液購入費	定 額 1羽1回0.5円以内	同 上
農業振興事業	愛知用水低圧揚水機電気料補助金	管理区が揚水施設の電気料に要する経費	1/3以内 ただし、補助額450千円を限度とする。	1. 補助事業費の20%を超える増減 2. 補助対象事業費の減少により、決定された補助金が対象事業費補助率を乗じた額を超えるとき
	愛知用水半田地区維持管理事業補助金	管理区が愛知用水通水のための水路の維持管理に要する経費	1/2以内	同 上
	水稻病虫害防除事業補助金	農業生産組合等が行う稲病虫害防除事業に要する経費	1/2以内	同 上
	水田総合利用集団営農推進事業補助金	農業者の組織する団体等が行う次の機械施設の設置に要する経費 (1)水稻に必要な機械施設等 ・育苗用機械施設 ・田植、栽培、移植用機械 ・収穫用機械設備 ・上記の付帯設備等	1/2以内	同 上
	環境保全型農業推進事業補助金	農業者を中心に組織（団体）が行う「半田市環境保全型農業推進方針」の推進方策に基づき実施される事業に要する経費	定 額	同 上
	愛知用水二期工事事業補助金	愛知用水二期工事事業に要する経費	定 額	1. 事業の主要な内容の変更
	耕作放棄地再生作業補助金	耕作放棄地の再生作業（障害物除去・深耕・整地等）に要する経費	再生作業の工事費が、 ・10a当たり60千円～100千円の場合は、30千円/10a ・10a当たり100千円以上の場合は、50千円/10a	同 上

事業名	補助金の種類	対象経費	補助率	承認を要する変更
農業振興事業	農業生産組合推進費補助金	農業生産組合が行う地域の農業活動を推進するための経費	人件費（当該年度4月時点の最低賃金額）×時間×人、資材費の1/2、施設修繕費の1/2、ただし、すべてを合わせた交付金額の上限は30,000円とする	同上
畜産振興事業	卵価安定基金加入促進事業補助金	社団法人全国鶏卵価格安定基金又は社団法人全日本卵価安定基金の加入生産者が納付する積立金（高卵価月補填積立金を除く）に要する経費。ただし、補助対象数量は100kg単位とする。	1kg当たり0.5円以内	同上
	家畜糞尿処理対策事業補助金	<p>農業者の組織する団体等が行う次の機械施設の設置に要する経費</p> <p>(1)家畜糞尿処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆きゅう肥生産機械施設 ・糞尿等の運搬機械 ・堆きゅう肥施用機械・器具等 	補助事業費の11/20以内 ただし、補助事業者当たり補助額12,000千円を限度とする	<ol style="list-style-type: none"> 1. 補助事業費の20%を超える増減 2. 事業実施場所の変更 3. 設置する基幹施設及び機械の種類の変更 4. 補助事業費の減少により、決定された補助金が対象事業費補助率を乗じた額を超えるとき
	環境保全型畜産確立対策事業補助金	<p>農業協同組合、農業者の組織する団体等が行う施設等整備事業に要する次の経費</p> <p>○家畜糞尿処理利用機械施設整備</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)乾燥処理機械施設 (2)発酵処理機械施設 (3)液状処理機械施設 (4)製品包装機械処理施設 (5)製品保管施設 (6)管理舎 (7)格納庫 (8)集出荷機械施設 (9)(1)から(8)までの附帯機械施設 (10)特認機械施設 	補助事業費の1/2以内	<ol style="list-style-type: none"> 1. 補助事業費の30%を超える増減 2. 補助事業者の変更 3. 事業種目の新設又は廃止 4. 設置場所の変更

事業名	補助金の種類	対象経費	補助率	承認を要する変更
畜産振興事業	家畜糞尿利用促進事業補助金	農業協同組合、農業者の組織する団体等が行う施設等整備事業に要する次の経費 (1) 家畜排せつ物処理機械施設整備費 乾燥処理機械施設、発酵処理機械施設、液状処理機械施設、製品包装機械施設、製品保管施設、管理舎、格納庫、集出荷機械施設等及びこれらに附帯する施設等の整備に要する経費 (2) 市長が適当と認める機械施設等及びこれらに附帯する施設等の整備に要する経費	補助事業費の1/2以内	1. 補助対象経費の欄に掲げる(1)及び(2)に係る経費の相互間におけるそれぞれの経費のいずれか低い額の20%を超える増減 2. 事業実施地域の変更 3. 補助事業者の変更 4. 機械施設の能力の20%を超える減 5. 施設の主要構造の変更 6. 補助事業費の20%を超える増減 7. 補助対象事業費の減少により、決定された補助金が対象事業費補助率を乗じた額を超えるとき
	地域畜産活性化対策事業補助金	農業者の組織する団体等地域活性化対策事業を実施するに要する次の経費 (1) 地域低コスト生産集団育成費 (2) 条件整備費（生産性向上条件整備） (3) 地域畜産活性化促進費（低コスト生産対策）	定 額 1/2以内 定 額	1. 補助事業費の20%を超える増減
	受精卵移植等新技術導入推進費補助金	農業者の組織する団体等が畜産経営改善のために受精卵移植等新技術導入に要する経費	定 額	同 上
	酪農集団組織活動促進事業補助金	酪農集団が生産性の向上を図りつつ、酪農経営にゆとりを創出するため、組織的な取組を行うのに必要な経費	定 額	同 上
	畜産環境対策推進費補助金	畜産農家が、悪臭対策又はハエの防除のために要する経費	定 額	同 上
	飼料配合施設整備補助金	農業者の組織する団体等が行う機械施設の整備に要する経費	補助事業費の1/2以内	1. 補助事業費の20%を超える増減 2. 補助事業者の変更 3. 事業種目の新設又は廃止 4. 設置場所の変更
	BSE全頭検査事業補助金	牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第2項に基づく死亡牛の収集運搬、検査、処理に要する経費	死亡牛(96か月齢以上)1頭につき5,000円以内	
水田農業構造改革対策事業	農業協同組合推進費補助金	農業協同組合が水田農業構造改革対策事業を推進するために要する次の経費 (1) 転作定着推進費 (2) 水田裏作麦共同乾燥調整促進費	定 額	1. 補助事業費の20%を超える増減 2. 補助対象費の欄に掲げる(1)～(2)の相互間における流用 3. 補助対象費の減少により、決定された補助金が対象事業費補助率を乗じた額を超えるとき
	加工用米集荷対策事業補助金	農業協同組合等が加工用集荷対策事業に要する経費	定 額	同 上

事業名	補助金の種類	対象経費	補助率	承認を要する変更
水田農業構造改革対策事業	団地化転作推進事業補助金	農業者の組織する団体等が土地改良工区内において概ね1ha以上の団地化転作を推進するに要する経費	50,000円/ha	同上
	水田農業経営確立対策条件整備事業補助金	農業者の組織する団体等が栽培管理用機械施設整備事業に要する経費 (1) 栽培管理用機械 (2) 共同利用施設 (3) 育苗施設 (4) 土壌土層改良用機械施設 (5) 飼料等調製貯蔵用機械施設	1/2 以内	1. 補助事業費の20%を超える増減 2. 事業実施場所の変更 3. 補助事業費の減少により、決定された補助金が対象事業費補助率を乗じた額を超えるとき。
	重点転作物物推進事業補助金	農業協同組合等が行う重点転作物物促進事業に要する経費	1/2 以内	1. 補助事業費の変更 2. 補助事業費の20%を超える増減 3. 加入促進費の支出単価の変更
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	畜産競争力強化対策整備事業費補助金	愛知県知事の認定を受けた畜産クラスター計画（畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）第2の2に規定する畜産クラスター計画をいう。）に基づき、地域の畜産の収益力の向上に資する次の（1）から（5）までに掲げる施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備に要する経費 (1) 家畜飼養管理施設 (2) 家畜排せつ物処理施設 (3) 自給飼料関連施設 (4) 畜産物加工、展示・販売施設 (5) (1) から (4) までの施設の補改修	補助事業費又は間接補助事業費の1/2以内 ただし、施設等の整備に当たっては、原則として国が示す基準事業費を補助対象の上限とする。	1. 事業の中止又は廃止 2. 事業実施地区の変更 3. 事業実施主体及び取組主体の変更 4. 事業実施主体における事業費の30%を超える増減 5. 成果目標の変更 6. 事業の完了年度の変更

別表第3

着手（完了）報告書の提出を要する事業

畜産振興事業のうち
家畜糞尿対策事業
畜産保全型確率対策事業
家畜糞尿利用促進事業
飼料配合施設整備事業

別表第4

遂行状況報告書の提出を要する事業

事業名	状況を調査する期日	報告期日
畜産振興事業のうち	事業実施年度の	事業実施年度の
家畜糞尿対策事業	11月30日	12月5日
畜産保全型確率対策事業	11月30日	12月5日
家畜糞尿利用促進事業	11月30日	12月5日
飼料配合施設整備事業	11月30日	12月5日

様式第1（第3条関係）

農畜産振興事業補助金交付申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度において、下記の事業を別紙計画書のとおり実施したいので、半田市農畜産振興事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき補助金 円を交付して下さい。

記

事 業 名

補助金の種類

（添付書類）

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2（第7条関係）

農畜産振興事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 事業について下記のとおり計画を変更（中止・廃止）したいので、半田市農畜産振興事業補助金交付要綱第7条の規定により承認されたく申請します。

記

1 計画変更の理由 別添のとおり

2 計画変更の内容 別添のとおり

様式第3（第8条関係）

農畜産振興事業補助金着手（完了）報告書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった下記事業について、
半田市農畜産振興事業補助金交付要綱第8条の規定により、別紙のとおり報告します。

記

事 業 名

補助金の種類

様式第3別紙

項 目	摘 要
事 業 主 体	
事 業 種 目	
着 手 年 月 日	年 月 日
着 工 年 月 日	年 月 日
竣工予定（完成）年月日	年 月 日
事 業 施 行 場 所	
施 行 方 法	
請 負 業 者 名	住所 氏名
機 械 器 具 購 入 先	住所 氏名

着手年月日は契約年月日とし、着工年月日は実際に工事に着手した年月日を記載する。

様式第4（第10条関係）

農畜産振興事業補助金遂行状況報告書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった下記事業について、
半田市農畜産振興事業補助金交付要綱第10条の規定により、別紙のとおり報告しま
す。

記

事 業 名

補助金の種類

様式第4別紙

事業名	事業計画			事業遂行状況				
	事業費 事業量	内訳		11月30日までに 完了したものの			残事業	
		市補助金	その他	事業着手 年月日	事業費 事業量	出来高 比率	事業費 事業量	事業完了 予定 年月日
	円	円	円	年月日	円	%	円	年月日

様式第5（第11条関係）

農畜産振興事業補助金実績報告書

年 月 日

半田市長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、下記の事業について、別紙実績書のとおり実施したので半田市農畜産振興事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき報告します。

記

事 業 名

補助金の種類

（添付書類）

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他市長が必要と認める書類